

岩手県告示第382号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成24年岩手県告示第798号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡地方法務局長から次のとおり通知があった。

平成25年5月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 大船渡市盛町字東町、みどり町、猪川町字中井沢の一部、赤崎町字諏訪前の一部及び字石橋前の一部
- 2 実施した期間 平成24年10月30日から平成25年2月28日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）